

令和6年度地域課題解決活動支援ネットワーク構築事業企画・ 運營業務委託仕様書

1 事業の目的

地域おこし協力隊や協力隊OB・OG等が自治会，NPO 法人など地域づくり活動に取り組む団体と連携・協力して地域課題の解決等に自主的・持続的に取り組むための活動等を支援するため，地域おこし協力隊や協力隊OB・OGのネットワークを構築し，地域づくりの多様な担い手が出会い，つながり，新たな取組などが生まれる場づくりを促進する。

2 事業概要

大隅地域（鹿屋市，垂水市，曾於市，志布志市，大崎町，東串良町，錦江町，南大隅町及び肝付町）の地域おこし協力隊が，隊員同士及び隊員OB・OGと人脈をつくり，地域を超えたネットワークを構築することに寄与する研修や交流会等の実施

- (1) 上記目標の達成に寄与するものであれば，事業内容の形態は問わない。
- (2) 大隅地域の地域おこし協力隊の推移は別添のとおり

3 事業に係る条件等

- (1) 大隅地域の地域おこし協力隊員を対象とする事業であること。
- (2) 協力隊活動の充実や，任期後の定着に資する事業であること。
- (3) 地域おこし協力隊員のニーズを踏まえ，柔軟に対応すること。

4 事業内容

地域おこし協力隊のニーズを踏まえ，外部専門家の講演や事例発表等を取り入れた交流会や地域おこし協力隊が地域課題解決につながるようなワークショップの実施など（3回程度開催）

5 履行期限

令和7年2月28日（金）

6 事業完了の報告及び成果の報告

すべての事業終了後，令和7年2月28日（金）までに事業完了報告書を提出すること。また，提出すべき成果物は下記のとおりとする。

- (1) 実施内容をまとめた報告書
- (2) 交流会やワークショップ等の実施状況がわかる写真 など

7 個人情報の保護

受託者は、この業務に関し、知り得た業務上の個人情報を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。受託者は、この業務に関し、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）の取扱いについて、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

8 実施計画

企画提案された計画に基づき実行していくが、詳細な業務の実施計画や計画変更については、委託者と調整の上、実施すること。

9 追加提案

本仕様に定めのない内容であっても、本事業での目的達成に資すると判断できる追加提案があれば、積極的に提案すること。

なお、追加提案の効果等を踏まえ、企画提案内容を変更し実施する場合がある。この場合、委託者と協議の上、委託者の判断において実施する。

ただし、原則委託費の範囲内で業務執行を行う。

10 その他

上記のほか、事業の実施において必要な事項については事前に委託者と協議すること。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(保有の制限等)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(持ち出しの禁止)

第6 乙は、甲の指示があるときを除き、乙がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写、複製の禁止)

第7 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、正当な理由により前項の承認を得た場合は、前項の第三者にこの契約に基づく

一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、前項の第三者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(報告義務)

第11 乙は、甲から求めがあったときは、この契約の遵守状況について甲に対して報告しなければならない。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(監査及び実地調査)

第13 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理の状況について、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙に対して、監査又は随時、実地に調査することができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができ、乙はこれに従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲に対して、その損害の賠償を求めることはできない。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第16 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(注) 1 「甲」は委託者である県を、「乙」は受託者をいう。

2 委託等の事務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。

地域おこし協力隊の状況

	市町名	隊員数	隊員の主な活動	隊員OB・OG数
1	鹿屋市	3人	地域づくりの推進, 鹿屋市自転車活用推進計画の推進, 移住体験活動等のイベントの企画・運営, イベント等におけるPR事業 等	3人
2	垂水市	0人	委嘱なし	0人
3	曾於市	0人	委嘱なし	4人
4	志布志市	3人	地域プロモーション, 住まいと仕事コンシェルジュ, 農業サポートセンター支援員 等	3人
5	大崎町	9人	ホストタウン事業継続支援, 企業連携, 多文化共生推進, 竹資源の地域内循環モデルの開発, スポーツコミッションの推進 等	1人
6	東串良町	1人	肉用牛管理支援 等	2人
7	錦江町	3人	木製製品のアイデア提案及び作成, コミュニティスポーツクラブの企画及び運営, コミュニティヘルパー 等	5人
8	南大隅町	4人	飲食業継承, 公民館サポート活動, 都市農村交流活動, 熱帯果樹の栽培 等	6人
9	肝付町	2人	宇宙のまちづくり, 移住定住促進 等	5人
	計	20人		29人

※ 地域おこし協力隊は令和6年5月30日現在の人数

※ 協力隊OB・OG数はOB・OGとしてプロフィールを共有することを可としている令和6年3月31日現在の人数

※ 実際の交流会, 研修会等の参加人数は増減する。